

日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について(事務運営指針)新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 日台民間租税取決め 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めをいう。</p> <p>(2) 外国居住者等所得相互免除法 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)をいう。</p> <p>(3) 外国居住者等所得相互免除法施行令 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和37年政令第227号)をいう。</p> <p>(4) 外国居住者等所得相互免除法施行規則 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則(平成28年総務省・財務省令第5号)をいう。</p> <p>(5) 相互協議 日台民間租税取決め第24条《相互協議手続》の規定に基づく相互協議に相当する手続として、日台民間租税取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換</p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p><u>この</u>事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p><u>イ</u> 日台民間租税取決め 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めをいう。</p> <p><u>ロ</u> 外国居住者等所得相互免除法 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)をいう。</p> <p><u>ハ</u> 外国居住者等所得相互免除法施行令 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和37年政令第227号)をいう。</p> <p><u>ニ</u> 外国居住者等所得相互免除法施行規則 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則(平成28年総務省・財務省令第5号)をいう。</p> <p><u>ホ</u> 相互協議 日台民間租税取決め第24条《相互協議手続》の規定に基づく相互協議に相当する手続として、日台民間租税取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換を</p>

をいう。

(6) 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税又は台湾におけるこれらに類する課税をいう。

(7) 移転価格事務運営要領 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める移転価格事務運営要領をいう。

(削 除)

(8) 恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。

(削 除)

いう。

へ 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》若しくは第68条の88第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税又は台湾におけるこれらに類する課税をいう。

ト 移転価格事務運営要領 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める移転価格事務運営要領をいう。

チ 連結法人に係る移転価格事務運営要領 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人に係る移転価格事務運営要領をいう。

リ 恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。

ヌ 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。

(9) 納税の猶予 外国居住者等所得相互免除法第36条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》(外国居住者等所得相互免除法第37条第1項《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》)において準用する場合を含む。)に規定する納税の猶予をいう。

(10) 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。

(11) 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(40)若しくは恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(19)に定める事前確認又は台湾におけるこれらに類するものをいう。

(注) 平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)1-1(16)に定める事前確認についても、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(19)に定める事前確認に準じて、本事務運営指針の取扱いを適用する。

(12) 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定す

ル 納税の猶予 外国居住者等所得相互免除法第36条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》(同法第37条第1項《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》)において準用する場合を含む。)に規定する納税の猶予をいう。

ヲ 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。

ワ 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(35)に定める事前確認、連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(37)に定める事前確認、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(16)に定める事前確認若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(14)に定める事前確認又は台湾におけるこれらに類するものをいう。

カ 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定する

る復興特別所得税申告書及び復興財源確保法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。

(削 除)

(削 除)

(13) 居住者 外国居住者等所得相互免除法第2条第4号《定義》に規定する居住者をいう。

(14) 非居住者 外国居住者等所得相互免除法第2条第4号に規定する非居住者をいう。

(15) 内国法人 外国居住者等所得相互免除法第2条第5号に規定する内国法人をいう。

(16) 外国法人 外国居住者等所得相互免除法第2条第5号に規定する外国法人をいう。

(17) 台湾居住者等 非居住者又は外国法人で、台湾の法令において、台湾に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他台湾にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものをいう。

(18) 恒久的施設 外国居住者等所得相互免除法第2条第6号に規定す

る復興特別所得税申告書及び同法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。

ヨ 連結確定申告書 法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。

タ 個別帰属額等の届出書 法人税法第81条の25第1項及び第2項《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により連結子法人がその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。

レ 居住者 外国居住者等所得相互免除法第2条第4号《定義》に規定する居住者をいう。

ロ 非居住者 外国居住者等所得相互免除法第2条第4号に規定する非居住者をいう。

ヲ 内国法人 外国居住者等所得相互免除法第2条第5号に規定する内国法人をいう。

ネ 外国法人 外国居住者等所得相互免除法第2条第5号に規定する外国法人をいう。

ナ 台湾居住者等 非居住者又は外国法人で、台湾の法令において、台湾に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他台湾にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものをいう。

ラ 恒久的施設 外国居住者等所得相互免除法第2条第7号に規定する

る国内事業所等又は日台民間租税取決め第5条《恒久的施設》に規定する恒久的施設に相当するものをいう。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(19) 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項に規定する国外関連者又は外国居住者等所得相互免除法第14条第1項《外国関連者との取引に係る課税の特例》に規定する外国関連者(台湾居住者等に限る。)をいう。

(20) 国税庁長官の確認 外国居住者等所得相互免除法第10条第1項《外国居住者等の内部取引に係る課税の特例》、第14条第1項、第30条第1項《特定国外事業所等に係る国外所得金額の計算の特例》、第32条第1項《国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等》又は第33条第1項《源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給》に規定する国税庁長官の確認をいう。

(21) 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。

(22) 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。

(23) 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。

恒久的施設又は日台民間租税取決め第5条《恒久的施設》に規定する恒久的施設に相当するものをいう。

ム 連結親法人 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。

ウ 連結子法人 法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。

ヅ 連結法人 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。

ル 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は外国居住者等所得相互免除法第14条第1項《外国関連者との取引に係る課税の特例》に規定する外国関連者(台湾居住者等に限る。)をいう。

オ 国税庁長官の確認 外国居住者等所得相互免除法第10条第1項《外国居住者等の内部取引に係る課税の特例》、第14条第1項、第30条第1項《特定国外事業所等に係る国外所得金額の計算の特例》、第32条第1項《国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等》又は第33条第1項《源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給》に規定する国税庁長官の確認をいう。

ク 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。

ケ 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。

マ 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。

(24) 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。

(25) 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。

(26) 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。

(27) 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。

(28) 個人担当部門 税務署において、所得税(源泉所得税の調査事務を含む。)、復興特別所得税及び個人課税事業者の資産の譲渡等に係る消費税事務を所掌している部門をいう。

(29) 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。

ケ 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。

ク 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。

コ 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。

カ 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。

キ 個人担当部門 税務署において、所得税(源泉所得税の調査事務を含む。)、復興特別所得税及び個人課税事業者の資産の譲渡等に係る消費税事務を所掌している部門をいう。

ク 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。

(30) 徴収猶予(地方税) 外国居住者等所得相互免除法第38条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》(外国居住者等所得相互免除法第40条《国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例等》)において準用する場合を含む。)に規定する徴収猶予をいう。

(31) 徴収猶予(地方税)に係る都道府県等への通知 外国居住者等所得相互免除法第39条《法人の道府県民税又は法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(外国居住者等所得相互免除法第40条において準用する場合を含む。)に規定する通知をいう。

(削 除)

(32) 都道府県税務課 都道府県において都民税又は道府県民税及び事業税に関する事務をつかさどる課室等をいう。

(33) 市区町村税務課 市区町村において特別区民税又は市町村民税に関する事務をつかさどる課室等をいう。

(34) 事業年度 法人税法第13条《事業年度の意義》に規定する事業年度(同法第14条《みなし事業年度》の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)、地方法人税法第7条《課税事業年度》に規定する課税事業年度又は地方税法第72条の13第1項《事業年度》に規定する事業年度をいう。

サ 徴収猶予(地方税) 外国居住者等所得相互免除法第38条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》(同法第40条《国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例等》)において準用する場合を含む。)に規定する徴収猶予をいう。

キ 徴収猶予(地方税)に係る都道府県等への通知 外国居住者等所得相互免除法第39条《法人の道府県民税又は法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(同法第40条において準用する場合を含む。)に規定する通知をいう。

ユ 個別帰属法人税額 地方税法第23条第1項第4号の2《道府県民税に関する用語の意義》に規定する個別帰属法人税額をいう。

メ 都道府県税務課 都道府県において都民税又は道府県民税及び事業税に関する事務をつかさどる課室等をいう。

ミ 市区町村税務課 市区町村において特別区民税又は市町村民税に関する事務をつかさどる課室等をいう。

シ 事業年度 法人税法第13条《事業年度の意義》に規定する事業年度(同法第14条《みなし事業年度》の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)、同法第15条の2《連結事業年度の意義》に規定する連結事業年度、地方法人税法第7条《課税事業年度》に規定する課税事業年度又は地方税法第72条の13第1項《事業年度》に規定する事業年度をいう。

<p>2 相互協議の実施</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、相互協議の実施に当たり、必要に応じ、庁主管課その他の関係部局と意見交換を行う。</p> <p>(注) 相互協議又は相互協議の解決の内容が地方公共団体の課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務省との協議が必要であることを留意する。</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 事前相談</p> <p>(1) 庁相互協議室は、個人又は内国法人から、相互協議について相談（<u>代理人を通じた匿名の相談を含む。以下同じ。</u>）があった場合には、これに応じる。</p> <p>(注) 1 個人又は内国法人から行われる相互協議についての相談は、例えば次のような場合のものをいう。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領6-2に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>ニ 内国法人が、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査</p>	<p>2 相互協議の実施</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、相互協議の実施に当たり、必要に応じ、庁主管課その他の関係部局と意見交換を行う。</p> <p>(注) 相互協議又は相互協議の解決の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務省との協議が必要であることを留意する。</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 事前相談</p> <p>(1) 庁相互協議室は、個人又は内国法人から、相互協議について相談があった場合には、これに応じる。</p> <p>(注) 1 個人又は内国法人から行われる相互協議についての相談は、例えば次のような場合のものをいう。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領6-2又は<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2</u>に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合</p> <p>ハ (同 左)</p> <p>ニ 内国法人が、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査</p>
--	---

等に係る事務運営要領 7-1 に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合

ホ～ト (省 略)

2 外国居住者等所得相互免除法施行規則第 5 条《外国関連者との取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》又は第 15 条《居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》の規定により準用される外国居住者等所得相互免除法施行規則第 4 条《外国居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》に規定する申出は、相互協議を実施し、当該相互協議に係る事案について解決に至ると認められる状況となった後に13に定めるところにより行われることに留意する。

(2) 事前確認に係る相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領 1-1 (43)又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (25)に定める局担当課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。

(注) 事前確認については、局担当課においても事前確認の申出前の相談に応じていることから(移転価格事務運営要領 6-10 又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 6-9 若しく

等に係る事務運営要領 7-1 又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-1 に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合

ホ～ト (同 左)

2 外国居住者等所得相互免除法施行規則第 5 条《外国関連者との取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》又は第 15 条《居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》の規定により準用される同令第 4 条《外国居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》に規定する申出は、相互協議を実施し、当該相互協議に係る事案について解決に至ると認められる状況となった後に14に定めるところにより行われることに留意する。

(2) 事前確認に係る相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領 1-1 (38)、連結法人に係る移転価格事務運営要領 1-1 (40)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (22)又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (20)に定める局担当課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。

(注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので(移転価格事務運営要領 6-10、連結法人に係る移転価格事務運営要領 6-10、恒久的施設帰属所得に係る所

は7-9参照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。

(3) 庁相互協議室は、必要に応じ、庁主管課に、相互協議の実施又は相互協議によって解決した内容(以下「解決内容」という。)に沿った処理の実施に当たり必要となる確定申告書、更正決議書、源泉所得税調査簿、一件別徴収カード等の書類(以下「確定申告書等」という。)の保存措置を講じることを求める。

(4)～(7) (省 略)

4 相互協議の申立ての手続

(1) 庁相互協議室は、3の相談を行った個人又は内国法人から、当該相談に係る事案の解決を目的として相互協議の申立て(日台民間租税取決め第24条の規定に基づく相互協議の申立てに相当するものをいう。以下同じ。)がなされた場合には、これを収受する。

なお、当該申立ては、当該申立てを行う個人又は内国法人(以下「申立者」という。)が「相互協議申立書(台湾用)」(別紙様式1)及び(2)に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。

また、当該申立てについては、当該相談に関する課税に係る措置の最初の通知の日から3年以内に行われるものとする。

得に関する調査等に係る事務運営要領6-9若しくは7-9又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-9参照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。

(3) 庁相互協議室は、必要に応じ、庁主管課に、相互協議の実施又は相互協議の解決内容に沿った処理の実施に当たり必要となる確定申告書(連結法人に係る場合には、連結確定申告書及び個別帰属額等の届出書)、更正決議書、源泉所得税調査簿、一件別徴収カード等の書類(以下「確定申告書等」という。)の保存措置を講じることを求める。

(4)～(7) (同 左)

4 相互協議の申立ての手続

(1) 庁相互協議室は、3の相談を行った個人又は内国法人から、当該相談に係る事案の解決を目的として相互協議の申立て(日台民間租税取決め第24条の規定に基づく相互協議の申立てに相当するものをいう。以下同じ。)がなされた場合には、これを収受する。

なお、当該申立ては、当該申立てを行う個人又は内国法人(以下「申立者」という。)が「相互協議申立書(台湾用)」(別紙様式1)及び(2)に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、その連結子法人の連結親法人が庁相互協議室に「相互協議申立書(台湾用)」及び添付資料を提出することにより行われるものとする)

(注) 1・2 (省 略)

(2) (省 略)

(3) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書に添付され、確認申出法人又は確認申出内国法人の納税地の所轄税務署長(確認申出法人又は確認申出内国法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領6-2から6-6まで又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1から7-5まで参照)。

5 確定申告書等の保存措置等

(1) 庁相互協議室は、4(1)により申立者から「相互協議申立書(台湾用)」及び添付資料の提出を受けた場合には、相互協議の申立てがあった旨を「相互協議申立書(台湾用)」の写しを添付して庁主管課に通知するとともに、当該申立者の確定申告書等の保存措置を講じることを求める。

る。)

また、当該申立てについては、当該相談に関する課税に係る措置の最初の通知の日から3年以内に行われるものとする。

(注) 1・2 (同 左)

(2) (同 左)

(3) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人、確認申出内国法人又は確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長(確認申出法人、確認申出内国法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領6-2から6-6、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2から6-6、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1から7-5又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1から5-5まで参照)。

5 確定申告書等の保存措置等

(1) 庁相互協議室は、4(1)により「相互協議申立書(台湾用)」及び添付資料の提出を受けた場合には、相互協議の申立てがあった旨を「相互協議申立書(台湾用)」の写しを添付して庁主管課に通知するとともに、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者及び当該連結子法人)の確定申告書等の保存措置を講じることを求める。

<p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、<u>当該申立者の納税地の所轄税務署長</u>に必要な指示を行う。</p> <p>6 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>申立者が提出した「相互協議申立書(台湾用)」</u>の記載事項又は添付資料に不備があるときは、<u>当該申立者に補正を求め</u>る。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に、<u>当該申立者が行った相互協議の申立て</u>に理由があるか否かを判断するために必要と認められる資料の提出を求め</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>7 (省 略)</p> <p>8 翻訳資料の提出</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者に、<u>当該申立者が提出した添付資料</u>その他の提出資料のうち外国語で記載された資料について、日本語訳を添付するよう求める。</p> <p>9 提出資料等の説明</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者に、添付資料その他の提出資料に</p>	<p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、申立者の納税地の所轄税務署長(<u>当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長</u>)に必要な指示を行う。</p> <p>6 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、「相互協議申立書(台湾用)」の記載事項又は添付資料に不備があるときは、申立者に補正を求め</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に、申立てに理由があるか否かを判断するために必要と認められる資料の提出を求め</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p> <p>7 (同 左)</p> <p>8 翻訳資料の提出</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者に、添付資料その他の提出資料のうち外国語で記載された資料について、日本語訳を添付するよう求める。</p> <p>9 提出資料等の説明</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者(<u>当該申立ての対象となる取引等</u></p>
---	---

についての説明を求める。

10 提出資料等の変更等の連絡

(1) 庁相互協議室は、申立者に、当該申立者が提出した「相互協議申立書(台湾用)」又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には遅滞なく連絡するよう求める。

(2) (省 略)

11 台湾の権限のある機関への相互協議の申入れ

(1) 庁相互協議室は、4(1)により申立者から「相互協議申立書(台湾用)」及び添付資料の提出を受けた場合(当該申立者に6(1)の補正又は6(2)の資料の提出を求めた場合には、当該申立者がこれらを行った場合に限る。)において、その相互協議の申立てに理由があると認めるとき(相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合にあっては、移転価格事務運営要領6-13(2)又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-12(2)に定めるところにより連絡を受けたとき)には、台湾の権限のある機関に相互協議を申し入れる。ただし、当該相互協議の申立てに係る課税、事前確認等について既に台湾の権限のある機関から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。

(2) 庁相互協議室は、次の場合に該当することにより台湾の権限のある機関に相互協議を申し入れないときには、(3)に該当するときを除き、

が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は連結子法人)に、添付資料その他の提出資料についての説明を求める。

10 提出資料等の変更等の連絡

(1) 庁相互協議室は、申立者に、「相互協議申立書(台湾用)」又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には遅滞なく連絡するよう求める。

(2) (同 左)

11 台湾の権限のある機関への相互協議の申入れ

(1) 庁相互協議室は、4(1)により「相互協議申立書(台湾用)」及び添付資料の提出を受け、その申立てに理由があると認める場合には、次に掲げる場合を除き、台湾の権限のある機関に相互協議を申し入れる。ただし、当該申立てに係る課税、事前確認等について既に台湾の権限のある機関から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。

イ 「相互協議申立書(台湾用)」の記載事項又は添付資料に不備があるために、庁相互協議室が申立者に補正を求めたにもかかわらず、申立者が補正に応じない場合

ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に關す

その旨を台湾の権限のある機関に通知する。この通知により相互協議の
手続を終了することについて台湾の権限のある機関から異なる意見
が示されなかった場合には、その後の手続は15(2)に定めるところによ
る。

イ 庁相互協議室が申立者に6(1)の補正又は6(2)の資料の提出を求め
たにもかかわらず、当該申立者がこれらに応じない場合

ロ 相互協議の申立てに理由があると認められない場合(相互協議の
申立てが事前確認に係るものである場合においては、当該事前確認
の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)又は恒久的施設帰属所得
に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-13(1)に該当す
る場合)

(3) 庁相互協議室は、次の場合(相互協議の申立てが事前確認に係るもの
である場合に限る。)に該当することにより台湾の権限のある機関に
相互協議を申し入れないときには、その旨を申立者に通知する。

イ 申立者が移転価格事務運営要領6-2又は恒久的施設帰属所得に
係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1に定める事前確
認の申出を行っていない場合(申立者が当該事前確認の申出を取り
下げた場合を含む。)

ロ 移転価格事務運営要領6-14(1)又は恒久的施設帰属所得に係る
所得に関する調査等に係る事務運営要領7-13(1)に定める場合

(4) 庁相互協議室は、申立者に(3)の通知を行った場合には、その旨を庁主
管課に通知する。

る調査等に係る事務運営要領5-1に定める事前確認の申出を行ってい
ない場合

(2) 庁相互協議室は、(1)ただし書の場合を除き、台湾の権限のある機関に
相互協議を申し入れない場合には、その旨を申立者に通知する。

(注) 申立てに理由があると認められないために相互協議を申し入れ
ない場合には、申立者への通知に先立ち、その旨を台湾の権限の
ある機関に通知するとともに、台湾の権限のある機関から当該通
知に対する意見が示されたときには、当該意見の内容も考慮する
ことに留意する。

(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主
管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、
法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴

(5) 庁主管課は、庁相互協議室から(4)の通知を受けた場合には、その旨を局関係課に通知する。

(削 除)

収課にも併せて通知する。)

(4) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(3)の通知を受けた場合には、その旨を局関係課及び局特別整理部門に通知する。

12 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い

(1) 「相互協議申立書(台湾用)」を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議の申立ての対象となった取引等を有する連結法人が他のグループの連結法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は、当該連結法人の連結親法人に対し、速やかに「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書(台湾用)」(別紙様式6)を庁相互協議室に提出するよう求める。

(2) 相互協議の申立ての対象となった取引等を有する連結法人が、連結法人以外の法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は当該法人に対し、速やかに「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書(台湾用)」(別紙様式6)を庁相互協議室に提出するよう求める。

(注) 税務署に(1)又は(2)の届出書が誤って提出された場合には、管理運営担当部門は、速やかにこれを庁相互協議室に送付し、その旨を当該届出書を提出した者に通知する。

(3) 庁相互協議室は(1)又は(2)の届出書の提出を受けた場合には、写しを添付して庁主管課に通知するとともに、必要に応じ、台湾の権限のある機関へも通知する。

12 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明

庁相互協議室は、申立者からの求めにより、又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を当該申立者に説明する。

13 解決に先立っての申立者の意向の確認等

(1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案について解決に至ると認められる状況となった場合には、解決に先立ち、申立者に解決案の内容を文書で通知するとともに、当該申立者が当該内容に同意するかどうかを当該申立者に確認する。

(注) 庁相互協議室は、申立者に対し、解決案の内容に基づき計算された本税の額に連動して、国税通則法第2条第4号《定義》に規定する附帯税の額が変更される可能性があることを、必要に応じ、説明する。

(2) 庁相互協議室は、(1)の解決案の内容が外国居住者等所得相互免除法第14条第1項又は第30条第1項に規定する国税庁長官の確認があるものとなる場合には、外国居住者等所得相互免除法施行規則第5条又は

(4) 庁主管課は(3)により通知を受けた場合には、局関係課に通知する。

(5) (1)又は(2)の届出書の提出があった場合には、当該届出書の提出を行った法人から、国税庁長官に対し相互協議の申立てがなされたものとして、当該法人に対し、その後については本事務運営指針の取扱いを適用する。

13 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明

庁相互協議室は、申立者(相互協議の申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は当該連結子法人。以下13において同じ。)からの求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。

14 解決に先立っての申立者の意向の確認等

(1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案について解決に至ると認められる状況となった場合には、解決に先立ち、申立者に解決案の内容を文書で通知するとともに、当該申立者が当該内容に同意するかどうかを当該申立者に確認する。

(新 設)

(2) 庁相互協議室は、当該内容が外国居住者等所得相互免除法第14条第1項又は第30条第1項に規定する国税庁長官の確認があるものとなる場合には、外国居住者等所得相互免除法施行規則第5条又は第15条の

第15条の規定により準用される外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条に規定する申出を行う必要がある旨を、当該申立者に、(1)の確認に併せて説明する。

なお、当該申出は、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」(別紙様式2)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。

- (3) 庁相互協議室は、申立者が(1)の解決案の内容に同意することの確認((2)に該当する場合には、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を収受することを含む。)を行った後、外国居住者等所得相互免除法第41条《外国の租税に関する権限のある機関への情報提供》の規定に基づいて台湾の権限のある機関との間で必要な情報の交換を行い、相互協議に係る事案を解決する。

14 相互協議に係る事案の解決の通知

- (1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案が解決に至った場合には、申立者に、「相互協議に係る事案の解決について(通知)」(別紙様式3)により、解決に至った年月日及び解決内容(国税庁長官の確認があったものである場合には、その旨を含む。以下14において同じ。)を通知する。
- (2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写し(13(2)の国税庁長官の確認があったものである場合には、当該通知書の写し及び「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条

規定により準用される同令第4条に規定する申出を行う必要がある旨を、当該申立者に、(1)の確認に併せて説明する。

なお、当該申出は、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」(別紙様式2)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする(相互協議の申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、その連結子法人の連結親法人が庁相互協議室に「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を提出することにより行われるものとする。)。

- (3) 庁相互協議室は、申立者が当該内容に同意することの確認((2)に該当する場合には、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を収受することを含む。)を行った後、外国居住者等所得相互免除法第41条《外国の租税に関する権限のある機関への情報提供》の規定に基づいて台湾の権限のある機関との間で必要な情報の交換を行い、相互協議に係る事案を解決する。

15 相互協議に係る事案の解決の通知

- (1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案が解決に至った場合には、申立者に、「相互協議に係る事案の解決について(通知)」(別紙様式3)により、解決に至った年月日及び解決内容(国税庁長官の確認があったものである場合には、その旨を含む。以下15において同じ。)を通知する。
- (2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写し(14(2)の国税庁長官の確認があったものである場合には、当該通知書の写し及び「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条

等の規定に基づく申出書」の写し)を添付して庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)

(3)・(4) (省 略)

15 相互協議の終了

(1) 庁相互協議室は、相互協議の開始後において次に掲げる場合に該当するときは、台湾の権限のある機関に、相互協議の終了を申し入れる。

イ (省 略)

ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が当該事前確認の申出を取り下げたとき。

ハ～ホ (省 略)

へ 13(1)の確認を行った場合において、申立者が13(1)の解決案の内容に同意しなかったとき。

ト 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、4(1)により行われた相互協議の申立ての内容と台湾の権限のある機関に対して行われた相互協議の申立ての内容との間に当該相互協議に係る事案の解決に重大な影響を及ぼす相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められるとき。

チ 13(2)の説明を行った場合において、申立者が「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を提出しな

等の規定に基づく申出書」の写し)を添付して庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)

(3)・(4) (同 左)

16 相互協議の終了

(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、台湾の権限のある機関に、相互協議の終了を申し入れる。

イ (同 左)

ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が当該事前確認の申出を取り下げた場合

ハ～ホ (同 左)

へ 14(1)の確認を行った場合において、申立者が14(1)の解決案の内容に同意しなかった場合

(新 設)

ト 14(2)の説明を行った場合において、申立者が「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を提出しな

ったとき。

リ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合

- (2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて台湾の権限のある機関の同意が得られた場合、11(2)の通知により相互協議の手続を終了することについて台湾の権限のある機関から異なる意見が示されなかった場合又は台湾の権限のある機関からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を「相互協議の終了について(通知)」(別紙様式4)により、申立者に通知する。

(3)・(4) (省 略)

16 相互協議の申立ての取下げ

- (1) 「相互協議申立書(台湾用)」の提出後、11(2)の通知(相互協議を申し入れない旨の通知)、14(1)の通知(相互協議に係る事案の解決の通知)又は15(2)の通知(相互協議の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。

(2)～(4) (省 略)

17 確定申告書等の保存措置の解除

(1)・(2) (省 略)

- (3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けたときは、申立者の納税地の所轄税務署長に必要な指示を行う。

った場合

チ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合

- (2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて台湾の権限のある機関の同意が得られた場合又は台湾の権限のある機関からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を「相互協議の終了について(通知)」(別紙様式4)により、申立者に通知する。

(3)・(4) (同 左)

17 相互協議の申立ての取下げ

- (1) 「相互協議申立書(台湾用)」の提出後、11(2)の通知(相互協議を申し入れない旨の通知)、15(1)の通知(相互協議に係る事案の解決の通知)又は16(2)の通知(相互協議の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。

(2)～(4) (同 左)

18 確定申告書等の保存措置の解除

(1)・(2) (同 左)

- (3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けたときは、申立者の納税地の所轄税務署長(相互協議の申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者の納税地の所轄税務署長及び当該

第3 台湾の権限のある機関からの申入れに係る相互協議

18 事前相談

庁相互協議室は、台湾の権限のある機関に対する相互協議の申立てに関して相談があった場合には、これに応じ、その後の手続は3に定めるところによる。

(注) 外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条に規定する申出は、相互協議を実施し、当該相互協議に係る事案について解決に至ると認められる状況となった後に25に定めるところにより行われることに留意する。

19 相互協議の申入れがあった場合の手続

(1) 台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが20から22までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。

イ (省 略)

ロ 当該申入れが、台湾居住者等に対する我が国における課税に係るものである場合(ホに定める場合に該当する場合を除く。)には、当該台湾居住者等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる年分又は事業年度、課税が行

連結子法人の所轄税務署長)に必要な指示を行う。

第3 台湾の権限のある機関からの申入れに係る相互協議

19 事前相談

庁相互協議室は、台湾の権限のある機関に対する相互協議の申立てに関して相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応じ、その後の手続は3に定めるところによる。

(注) 外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条に規定する申出は、相互協議を実施し、当該相互協議に係る事案について解決に至ると認められる状況となった後に26に定めるところにより行われることに留意する。

20 相互協議の申入れがあった場合の手続

(1) 台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが21から23までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。

イ (同 左)

ロ 当該申入れが、台湾居住者等に対する我が国における課税に係るものである場合(ホに掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該台湾居住者等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる年分又は事業年度、課税が行

われた年月日、当該台湾居住者等の納税管理人が定められている場合には当該納税管理人の氏名及び住所等

ハ～ト (省 略)

(注) ロからホまでに定める場合に該当する場合には、我が国において相互協議の申立ては行われず、台湾の権限のある機関からの申入れにより相互協議が開始されることに留意する。また、へに定める場合に該当する場合には、当該個人から相互協議の申立てが行われない場合があることに留意する。

(2)・(3) (省 略)

20 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続

(1)・(2) (省 略)

(3) (1)の確認を行った場合において、当該居住者又は内国法人が4(1)の相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は27に定めるところによる。

21 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合)

(1) 台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が4(1)の相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領6-2又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1に定める事前確

われた年月日、当該台湾居住者等の納税管理人が定められている場合には当該納税管理人の氏名及び住所等

ハ～ト (同 左)

(注) ロからホまでに掲げる場合に該当する場合には、我が国において相互協議の申立ては行われず、台湾の権限のある機関からの申入れにより相互協議が開始されることに留意する。また、へに掲げる場合に該当する場合には、当該個人から相互協議の申立てが行われない場合があることに留意する。

(2)・(3) (同 左)

21 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続

(1)・(2) (同 左)

(3) (1)の確認を行った場合において、当該居住者又は内国法人が4(1)の相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は28に定めるところによる。

22 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合)

(1) 台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が4(1)の相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に

認の申出を行っているかどうかを確認する。

(2) (省 略)

(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が4(1)の相互協議の申立て又は事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は27に定めるところによる。

22 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(台湾居住者等の場合)

(1) 台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが台湾居住者等(外国法人に限る。以下22及び27において同じ。)の我が国に有する恒久的施設に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該台湾居住者等が当該恒久的施設に関して移転価格事務運営要領6-2又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。

(2) (1)の確認を行った場合において、当該台湾居住者等が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、19(1)イに掲げる事項並びに当該台湾居住者等の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は19(2)及び(3)、24並びに26から28までに定めるところによる。

係る事務運営要領7-1又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。

(2) (同 左)

(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が4(1)の相互協議の申立て又は事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は28に定めるところによる。

23 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(台湾居住者等の場合)

(1) 台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが台湾居住者等(外国法人に限る。以下23及び28において同じ。)の我が国に有する恒久的施設に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該台湾居住者等が当該恒久的施設に関して移転価格事務運営要領6-2又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。

(2) (1)の確認を行った場合において、当該台湾居住者等が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、20(1)イに掲げる事項並びに当該台湾居住者等の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は20(2)及び(3)並びに25及び27から29までに定めるところによる。

(3) (1)の確認を行った場合において、当該台湾居住者等が当該恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は27に定めるところによる。

23 源泉徴収に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡

台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものであるときは、庁相互協議室は、台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった旨を、当該源泉徴収義務者に連絡する。

24 資料の提出等

(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び提出された当該資料についての説明を求める。

なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、32(14)イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。

(2)～(4) (省 略)

25 外国居住者等所得相互免除法第10条第1項に係る手続

(1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案について解決に至ると認めら

(3) (1)の確認を行った場合において、当該台湾居住者等が当該恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は28に定めるところによる。

24 源泉徴収に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡

台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものであるときは、庁相互協議室は、台湾の権限のある機関から相互協議の申入れがあった旨を、源泉徴収義務者に連絡する。

25 資料の提出等

(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び提出された当該資料についての説明を求める。

なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、33(14)イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。

(2)～(4) (同 左)

26 外国居住者等所得相互免除法第10条第1項に係る手続

(1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案について解決に至ると認めら

れる状況となった場合において、外国居住者等所得相互免除法第10条第1項に規定する国税庁長官の確認があるものとなるときには、その旨及び外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条に規定する申出を行う必要がある旨を、当該相互協議に係る台湾居住者等に説明する。

なお、当該申出は、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。

(2)～(5) (省 略)

26 相互協議に係る事案の解決の通知

(1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案が解決に至った場合(25に該当する場合を除く。)には、解決に至った年月日及び解決内容(国税庁長官の確認があったものである場合には、その旨を含む。以下26において同じ。)を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)

(2)～(5) (省 略)

27 相互協議の終了

(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、台湾の権限のある機関に、相

れる状況となった場合において、外国居住者等所得相互免除法第10条第1項に規定する国税庁長官の確認があるものとなるときには、その旨及び外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条に規定する申出を行う必要がある旨を、当該相互協議に係る台湾居住者等に説明する。

なお、当該申出は、「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする(相互協議の対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、その連結子法人の連結親法人が庁相互協議室に「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等に基づく申出書」を提出することにより行われるものとする。)

(2)～(5) (同 左)

27 相互協議に係る事案の解決の通知

(1) 庁相互協議室は、相互協議に係る事案が解決に至った場合(26に該当する場合を除く。)には、解決に至った年月日及び解決内容(国税庁長官の確認があったものである場合には、その旨を含む。以下27において同じ。)を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)

(2)～(5) (同 左)

28 相互協議の終了

(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、台湾の権限のある機関に、相

互協議の終了を申し入れる。

イ (省 略)

ロ 20(1)の確認を行った場合において、居住者又は内国法人が、4(1)の相互協議の申立てを行わないとき。

ハ 21(1)の確認を行った場合において、内国法人が、4(1)の相互協議の申立て又は事前確認の申出を行わないとき。

ニ 22(1)の確認を行った場合において、台湾居住者等が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないとき。

ホ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-13(1)に該当するとき。

ヘ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合

ト 我が国又は台湾における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合

チ 25(1)の説明を行った場合において、台湾居住者等が「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を提出しないとき。

リ 相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、22(1)に定める事前確認の申出の内容と台湾の権限のある機関に対して

互協議の終了を申し入れる。

イ (同 左)

ロ 21(1)の確認を行った場合において、居住者又は内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、4(1)の相互協議の申立てを行わない場合

ハ 22(1)の確認を行った場合において、内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、4(1)の相互協議の申立て又は事前確認の申出を行わない場合

ニ 23(1)の確認を行った場合において、台湾居住者等が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わない場合
(新 設)

ホ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合

ヘ 我が国又は台湾における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合

ト 26(1)の説明を行った場合において、台湾居住者等が「外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書」を提出しなかった場合

(新 設)

行われた当該申出に相当するものの内容との間に当該相互協議に係る事案の解決に重大な影響を及ぼす相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められるとき。

又 その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合

(2)・(3) (省 略)

(4) 庁相互協議室は、相互協議を終了した場合において、当該相互協議が我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものであるときには、相互協議を終了した旨を当該源泉徴収義務者に連絡する。

28 確定申告書等の保存措置の解除

(1) 庁相互協議室は、19(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議に係る事案が解決に至ったこと又は相互協議に係る事案が解決に至らずに相互協議が終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。

(2)・(3) (省 略)

第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ

29 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ

庁相互協議室は、4(1)の相互協議の申立てがない場合であっても、必要

す その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合

(2)・(3) (同 左)

(4) 庁相互協議室は、(3)の通知を行った場合において、当該相互協議が我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである場合には、相互協議を終了した旨を源泉徴収義務者に連絡する。

29 確定申告書等の保存措置の解除

(1) 庁相互協議室は、20(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議に係る事案が解決に至ったこと又は相互協議に係る事案が解決に至らずに相互協議が終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。

(2)・(3) (同 左)

第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ

30 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ

庁相互協議室は、4(1)の相互協議の申立てがない場合であっても、必要

に応じ、台湾の権限のある機関に相互協議の申入れを行う。

(注) 4(1)の相互協議の申立てによらず台湾の権限のある機関に相互協議の申入れを行うのは、例えば次のような場合である。

イ・ロ (省 略)

ハ 相互協議に係る事案のうち事前確認に係るものの先に行われた解決について、移転価格事務運営要領6-21又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-20若しくは7-20に定める取消事由が生じたことを理由として、台湾の権限のある機関に当該解決の取消しを求める場合

30 確定申告書等の保存措置等

(1) 庁相互協議室は、29の相互協議の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。

(2) (省 略)

(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、相互協議の申入れの対象となった居住者等の所轄税務署長に必要な指示を行う。

(4) 24及び26から28までは、29の相互協議の申入れにより開始される相互協議に準用する。

に応じ、台湾の権限のある機関に相互協議の申入れを行う。

(注) 4(1)の相互協議の申立てによらず台湾の権限のある機関に相互協議の申入れを行うのは、例えば次のような場合である。

イ・ロ (同 左)

ハ 相互協議に係る事案のうち事前確認に係るものの先に行われた解決について、移転価格事務運営要領6-21、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-21、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-20若しくは7-20又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-20に定める取消事由が生じたことを理由として、台湾の権限のある機関に当該解決の取消しを求める場合

31 確定申告書等の保存措置等

(1) 庁相互協議室は、30の相互協議の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。

(2) (同 左)

(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、相互協議の申入れの対象となった居住者等(当該申入れが連結子法人に係るものである場合には、その連結親法人及び当該連結子法人)の所轄税務署長に必要な指示を行う。

(4) 25及び27から29までは、30の相互協議の申入れにより開始される相互協議に準用する。

31 相互協議の申入れを行った旨の通知等

- (1) 庁相互協議室は、台湾の権限のある機関に29の相互協議の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者等又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者に対し、次の事項を通知する。

イ～ニ (省 略)

- (2)・(3) (省 略)

第5 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続

32 納税の猶予

- (1) 次に掲げる場合において、外国居住者等所得相互免除法第36条又は第37条の規定に基づき、所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下32において同じ。)は、当該課税に係る租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号(同

32 相互協議の申入れを行った旨の通知等

- (1) 庁相互協議室は、台湾の権限のある機関に30の相互協議の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者等(当該課税の対象である取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下32において同じ。)又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者に対し、次の事項を通知する。

イ～ニ (同 左)

- (2)・(3) (同 左)

第5 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続

33 納税の猶予

- (1) 次に掲げる課税がある場合において、外国居住者等所得相互免除法第36条又は第37条の規定に基づき、所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下33において同じ。)は、当該課税に係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第

法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同法第66条の4第27項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条《加算税の税目》に規定する加算税の額として外国居住者等所得相互免除法施行令第30条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第31条第1項《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》に定めるところにより計算した金額を限度として、当該課税に係る納税の猶予を受けようとする個人又は法人の申請に基づき、その納税を猶予することができる。

イ (省 略)

ロ 外国居住者等所得相互免除法第2条第6号に規定する国内事業所等を有する台湾居住者等の台湾に有する本店等と当該国内事業所等との間の内部取引の対価の額とした額につき、租税特別措置法第40条の3の

1号(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第68条の88第22項第1号(同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同法第66条の4第21項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第68条の88第22項第3号(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条《加算税の税目》に規定する加算税の額として外国居住者等所得相互免除法施行令第30条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第31条第1項《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》に定めるところにより計算した金額を限度として、当該課税に係る納税の猶予を受けようとする個人又は法人の申請に基づき、その納税を猶予することができる。

イ (同 左)

ロ 恒久的施設(外国居住者等所得相互免除法第2条第6号に規定する国内事業所等に該当するものに限る。)を有する台湾居住者等の台湾に有する本店等と当該恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした

3 第 1 項又は第66条の 4 の 3 第 1 項の規定に基づく課税(以下「内部取引に係る課税の特例に基づく課税」という。)がある場合

- ハ 居住者の所得税法第95条第 4 項第 1 号《外国税額控除》に規定する事業場等又は内国法人の法人税法第69条第 4 項第 1 号《外国税額の控除》に規定する本店等とこれらの規定に規定する国外事業所等(台湾に所在するものに限る。)との間のこれらの規定に規定する内部取引の対価の額とした額につき、租税特別措置法第41条の19の 5 第 1 項又は第67条の18第 1 項の規定に基づく課税(以下「国外所得金額の計算の特例に基づく課税」という。)がある場合

(注) 32の取扱いは、復興財源確保法第33条第 1 項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合においても適用する。

(2) 納税の猶予の要件

外国居住者等所得相互免除法第36条又は第37条の規定に基づき、納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件の全てに該当する場合である。

- イ 納税の猶予を受けようとする個人又は法人が租税特別措置法第40条の 3 の 3 第22項第 1 号又は第66条の 4 第27項第 1 号及び第 3 号に掲げる更正決定を受けていること。

ロ～ホ (省 略)

(3) 申請手続

額につき、租税特別措置法第40条の 3 の 3 第 1 項又は第66条の 4 の 3 第 1 項の規定に基づく課税(以下「内部取引に係る課税の特例に基づく課税」という。)がある場合

- ハ 居住者の所得税法第95条第 4 項第 1 号《外国税額控除》に規定する事業場等又は内国法人の法人税法第69条第 4 項第 1 号《外国税額の控除》に規定する本店等とこれらの規定に規定する国外事業所等(台湾に所在するものに限る。)との間のこれらの規定に規定する内部取引の対価の額とした額につき、租税特別措置法第41条の19の 5 第 1 項、第67条の18第 1 項又は第68条の107の 2 第 1 項の規定に基づく課税(以下「国外所得金額の計算の特例に基づく課税」という。)がある場合

(注) 33の取扱いは、復興財源確保法第33条第 1 項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合においても適用する。

(2) 納税の猶予の要件

外国居住者等所得相互免除法第36条又は第37条の規定に基づき、納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件の全てに該当する場合である。

- イ 納税の猶予を受けようとする個人又は法人が租税特別措置法第40条の 3 の 3 第16項第 1 号、第66条の 4 第21項第 1 号及び第 3 号又は第68条の88第22項第 1 号及び第 3 号に掲げる更正決定を受けていること。

ロ～ホ (同 左)

(3) 申請手続

イ 申請者(納税の猶予の申請を行う個人又は法人をいう。以下32において同じ。)は、所轄税務署長に、納税の猶予に係る所得税等その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書(台湾用)」(別紙様式6-1) 2部(正本及びその写し)、(4)に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて(5)及び(6)に定めるところにより担保を提供しなければならない。

(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る所得税等について租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号又は第66条の4第27項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければならないことに留意する。

ロ (省 略)

(4) 添付書類

「納税の猶予申請書(台湾用)」には、次の書類各2部を添付する。

イ (省 略)

ロ 納税の猶予に係る所得税等が、租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額であることを明らかにする書類

イ 申請者(納税の猶予の申請を行う個人又は法人(当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人)をいう。以下33において同じ。)は、所轄税務署長に、納税の猶予に係る所得税等その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書(台湾用)」(別紙様式7-1) 2部(正本及びその写し)、(4)に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて(5)及び(6)に定めるところにより担保を提供しなければならない。

(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る所得税等について租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号、第66条の4第21項第1号及び第3号又は第68条の88第22項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければならないことに留意する。

ロ (同 左)

(4) 添付書類

「納税の猶予申請書(台湾用)」には、次の書類各2部を添付する。

イ (同 左)

ロ 納税の猶予に係る所得税等が、租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であることを明らかにする書類

ハ (省 略)

(5) (省 略)

(6) 担保の種類及び提供手続

イ (省 略)

ロ 担保の提供手続

申請者は、担保の提供に当たっては、担保提供書(別紙様式6-2)のほか、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節に掲げる書類を併せて提出する。

なお、徴収担当部門又は局特別整理部門は、担保及び関係書類を受領した場合には、納税の猶予等の取扱要領に定める担保整理一覧表に担保の明細等を記載し、その事績を明らかにしておくものとする。

(削 除)

ハ (同 左)

(5) (同 左)

(6) 担保の種類及び提供手続

イ (同 左)

ロ 担保の提供手続

申請者は、担保の提供に当たっては、次に掲げる書類のほか、担保の種類に応じて納税の猶予等の取扱要領第4章第2節に掲げる書類を併せて提出する。

なお、徴収担当部門又は局特別整理部門は、担保及び関係書類を受領した場合には、納税の猶予等の取扱要領に定める担保整理一覧表に担保の明細等を記載し、その事績を明らかにしておくものとする。

① 担保提供書(別紙様式7-2)

② 第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者の承諾の文言が記載されている担保提供書及びその第三者の印鑑証明書

③ 担保が、法人又は制限行為能力者(民法第20条第1項《制限行為能力者の相手方の催告権》に規定する制限行為能力者をいう。)の所有物である場合には、代表者、法定代理人(その代理行為が同法第826条《利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人)、保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及びその代表者、法定代理人、保佐人又は補助人の印鑑証明書

(7)～(9) (省 略)

(10) 納税の猶予要件の審査

イ (省 略)

ロ 庁相互協議室は、(8)イ又はロにより「納税の猶予申請書(台湾用)」の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、(2)イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。

(注) 納税の猶予に係る所得税等について課税上の取扱いに関する申立てが行われたか否かは、原則として4(2)ニに掲げる資料又は台湾の権限のある機関からの相互協議の申入れにより確認する。

(11) 納税の猶予の許可

イ 局特別整理部門は、(10)の審査により、(2)に掲げる要件の全てを充足していることを確認した場合は、納税の猶予に係る所得税等について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者に通知する(別紙様式6-3)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予した旨を通知する(別紙様式6-4)。

④ 法人による保証(物上保証を含む。)が会社法第356条《競業及び利益相反取引の制限》、第365条《競業及び取締役会設置会社との取引等の制限》又は第595条《利益相反取引の制限》の規定に該当する場合には、その提供等につき株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたことを証する書面

(7)～(9) (同 左)

(10) 納税の猶予要件の審査

イ (同 左)

ロ 庁相互協議室は、(8)イ又はロにより「納税の猶予申請書(台湾用)」の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、(2)イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。

(注) 納税の猶予に係る所得税等について課税上の取扱いに関する申立てが行われたか否かは、原則として4(2)ニに掲げる資料又は台湾からの相互協議の申入れにより確認する。

(11) 納税の猶予の許可

イ 局特別整理部門は、(10)の審査により、(2)に掲げる要件の全てを充足していることを確認した場合は、納税の猶予に係る所得税等について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者に通知する(別紙様式7-3)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予した旨を通知する(別紙様式7-4)。

なお、「納税の猶予申請書(台湾用)」に記載した所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額並びにそれらの加算税の額が(9)に定める局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。

ロ・ハ (省 略)

(12) 納税の猶予期間

納税の猶予の期間は、租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号に掲げる更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定に係る法人税及び同項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、外国居住者等所得相互免除法第32条第1項の国税庁長官の確認に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあっては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過する日までの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。

イ (省 略)

ロ 租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額及び同項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額に関し、外国居住者等所得相互免除法第32条第1項の国税庁長官

なお、「納税の猶予申請書(台湾用)」に記載した所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額並びにそれらの加算税の額が(9)に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。

ロ・ハ (同 左)

(12) 納税の猶予期間

納税の猶予の期間は、租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税)の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、外国居住者等所得相互免除法第32条第1項の国税庁長官の確認に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあっては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過する日までの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。

イ (同 左)

ロ 租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3

の確認があった場合において、当該確認に係る同項に規定するその異なることとなった内容が当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

(13) 納税の猶予の不許可

イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、(2)に掲げる要件を充足していないときは、納税の猶予に係る所得税等について納税を猶予しないこととする。この場合においては、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者に通知する(別紙様式6-5)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予をしない旨を通知する(別紙様式6-6)。

ロ・ハ (省 略)

(14) 納税の猶予の取消し

イ・ロ (省 略)

ハ 局特別整理部門は、イの取扱いにより納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式6-7)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予の取消しをした旨を通知する(別紙様式6-8)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。

ニ (省 略)

号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額)に関し、外国居住者等所得相互免除法第32条第1項の国税庁長官の確認があった場合において、当該確認に係る同項に規定するその異なることとなった内容が当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

(13) 納税の猶予の不許可

イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、(2)に掲げる要件を充足していないときは、納税の猶予に係る所得税等について納税を猶予しないこととする。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者に通知する(別紙様式7-5)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予をしない旨を通知する(別紙様式7-6)。

ロ・ハ (同 左)

(14) 納税の猶予の取消し

イ・ロ (同 左)

ハ 局特別整理部門は、イの取扱いにより納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式7-7)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予の取消しをした旨を通知する(別紙様式7-8)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。

ニ (同 左)

(15) 相互協議に係る事案の解決等に伴う処理

イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている所得税又は法人税及び地方法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。

- ① 14の相互協議に係る事案の解決
- ② 15の相互協議の終了
- ③ 16の相互協議の申立ての取下げ
- ④ 25の外国居住者等所得相互免除法第10条第1項に係る手続
- ⑤ 26の相互協議に係る事案の解決
- ⑥ 27の相互協議の終了

ロ (省 略)

ハ ロの通知を受けた局特別整理部門は、一部の相互協議に係る事案の解決等による担保の一部解除等の必要な処理を行うとともに、他の継続する相互協議に係る納税の猶予の対象となる額を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式6-9)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予金額が変更になった旨を通知する(別紙様式6-10)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。

ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局個人課税課は個人担当部門に、局法人課税課は法人担当部門に併せて

(15) 相互協議に係る事案の解決等に伴う処理

イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている所得税又は法人税及び地方法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。

- ① 15の相互協議に係る事案の解決
- ② 16の相互協議の終了
- ③ 17の相互協議の申立ての取下げ
- ④ 26の外国居住者等所得相互免除法第10条第1項に係る手続
- ⑤ 27の相互協議に係る事案の解決
- ⑥ 28の相互協議の終了

ロ (同 左)

ハ ロの通知を受けた局特別整理部門は、一部の相互協議に係る事案の解決等による担保の一部解除等の必要な処理を行うとともに、他の継続する相互協議に係る納税の猶予の対象となる額を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式7-9)。また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予金額が変更になった旨を通知する(別紙様式7-10)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。

ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局個人課税課は個人担当部門に、局法人課税課は法人担当部門に併せて

通知する。)

(16) 延滞税の免除

納税の猶予をした場合には、その猶予をした所得税又は法人税及び地方法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間(納税の猶予の申請が当該所得税又は法人税及び地方法人税の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、(14)イに掲げる納税の猶予の取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、免除しないことができる。

(17) その他納税の猶予に係る留意事項

イ・ロ (省 略)

ハ 納税の猶予を受けた納税者について、還付金が発生した場合には、納税の猶予期間中は当該猶予に係る所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に充当することはできず、納税者に還付しなければならないことに留意する(外国居住者等所得相互免除法施行令第30条第3項において準用する租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》の規定による読替後の国税通則法施行令第23条第1項ただし書《還付金等の充当適状》参照)。

33 徴収猶予(地方税)に係る都道府県等への通知

通知する。)

(16) 延滞税の免除

納税の猶予をした場合には、その猶予をした所得税又は法人税及び地方法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間(納税の猶予の申請が当該所得税又は法人税及び地方法人税の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、(14)に掲げる納税の猶予の取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、免除しないことができる。

(17) その他納税の猶予に係る留意事項

イ・ロ (同 左)

ハ 納税の猶予を受けた納税者について、還付金が発生した場合には、納税の猶予期間中は当該猶予に係る所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に充当することはできず、納税者に還付しなければならないことに留意する(外国居住者等所得相互免除法施行令第30条第3項において準用する租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》の規定による読替後の国税通則法施行令第23条第1項ただし書《還付金等の充当適状》、外国居住者等所得相互免除法施行令第30条第3項において準用する租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項)。

34 徴収猶予(地方税)に係る都道府県等への通知

(1) 我が国において移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税を受けた場合において、個人又は法人が課税上の取扱いに関する申立てを行ったと認められるときの処理は、次による。

イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(個人担当部門にあつては局個人課税課経由、法人担当部門にあつては局法人課税課経由。以下イにおいて同じ。)から当該課税を受けたことを理由として4(1)により行われた相互協議の申立て(課税上の取扱いに関する申立てがあったことにより、台湾の権限のある機関から19(1)に定める相互協議の申入れがあった場合を含む。以下同じ。)について、5(1)又は19(1)の通知を受けた場合には、当該通知に係る個人又は法人に係る次に掲げる事項について、庁主管課に連絡する。

- ① 当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額及び同項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額並びに当該所得税の額又は法人税の額の課税標準とされた所得金額(以下「課税上の取扱いに関する申立てに係る更正決定額」という。)

(1) 我が国において移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税を受けた場合において、個人又は法人が課税上の取扱いに関する申立てを行ったと認められるときの処理は、次による。

イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)から当該課税を受けたことを理由として4(1)により行われた相互協議の申立て(課税上の取扱いに関する申立てがあったことにより、台湾の権限のある機関から20(1)に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。以下同じ。)について、5(1)又は20(1)の通知を受けた場合には、当該通知に係る個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある連結子法人。以下「対象法人」という。)に係る次に掲げる事項について、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。

- ① 当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額(連結法人にあつては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額(連結法人にあつては相互協議の申

② 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人の個人番号又は法人番号

(削 除)

ロ (省 略)

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、課税上の取扱いに関する申立てが行われたか否かを確認の後、当該通知に係る個人又は法人の住所又は事務所若しくは事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する個人又は法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。以下同じ。)の所在地の都道府県税務課(国外所得金額の計算の特例に基づく課税が個人の道府県民税及び特別区民税又は市町村民税に係るものである場合には、当該個人の住所所在地の市区町村税務課。以下同じ。)に、次の事項を通知する。

①・② (省 略)

③ 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人の氏名

立てに係る同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額)並びに当該所得税の額又は法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「課税上の取扱いに関する申立てに係る更正決定額」という。)

② 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人)の個人番号又は法人番号

③ 課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人(連結法人に限る。)の法人番号

ロ (同 左)

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、課税上の取扱いに関する申立てが行われたか否かを確認の後、当該通知に係る個人又は対象法人の住所又は事務所若しくは事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する個人又は対象法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。以下同じ。)の所在地の都道府県税務課(国外所得金額の計算の特例に基づく課税が個人の道府県民税及び特別区民税又は市町村民税に係るものである場合には、当該個人の住所所在地の市区町村税務課。以下同じ。)に、次の事項を通知する。

①・② (同 左)

③ 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人(当該法

又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号

(削 除)

④ 課税上の取扱いに関する申立てが行われた日

⑤ 課税上の取扱いに関する申立てに係る更正決定額の年分又は事業年度

⑥ その他参考となるべき事項

(注) 1 (省 略)

2 庁相互協議室は、課税上の取扱いに関する申立てが行われたか否かは、原則として4(2)ニに掲げる資料又は台湾の権限のある機関からの相互協議の申入れにより確認する。

(2) (1)の課税があったことについて課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において、当該課税に係る相互協議の解決内容について国税庁長官の確認(32(12)ロに該当する場合における国税庁長官の確認を除く。以下(2)及び(3)において同じ。)があったものである場合の処理は、次による。

イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、庁主管課から14(3)、25(4)又は26(2)の指示を受けた場合には、当該国税庁長官の確認があった解決内容に基づく国税通則法第26条《再更正》の規定による更正に係る所得税の額又は法人税の額及び同条の規定による更正に係る地方法人税の額並びに当該所得税の額又は法人税の額の課税標準

人が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人)の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号

④ 課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人(連結法人に限る。)の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号

⑤ 課税上の取扱いに関する申立てが行われた日

⑥ 課税上の取扱いに関する申立てに係る更正決定額の年分又は事業年度

⑦ その他参考となるべき事項

(注) 1 (同 左)

2 庁相互協議室は、課税上の取扱いに関する申立てが行われたか否かは、原則として4(2)ニに掲げる資料又は台湾からの相互協議の申入れにより確認する。

(2) (1)の課税があったことについて課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において、当該課税に係る相互協議の解決内容について国税庁長官の確認(33(12)ロに該当する場合における国税庁長官の確認を除く。以下(2)及び(3)において同じ。)があったものである場合の処理は、次による。

イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、庁主管課から15(3)、26(4)又は27(2)の指示を受けた場合には、当該国税庁長官の確認があった解決内容に基づく国税通則法第26条《再更正》の規定による更正に係る所得税の額又は法人税額(連結法人にあっては当該国税庁長官の確認があった解決内容に基づく同条の規定による更正に係る

とされた所得金額（以下「国税庁長官の確認内容に基づく更正額」という。）を、庁主管課（個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由）に連絡する。

ロ （省 略）

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る個人又は法人の住所又は事務所若しくは事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。

①・② （省 略）

③ 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号

（削 除）

④ 国税庁長官の確認があった日

⑤ 国税庁長官の確認内容に基づく更正額の年分又は事業年度

⑥ その他参考となるべき事項

連結法人税額に係る個別帰属法人税額)及び同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあっては当該国税庁長官の確認があった解決内容に基づく同条の規定による更正に係る地方法人税額)並びに当該所得税の額又は法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては国税庁長官の確認があった解決内容に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「国税庁長官の確認内容に基づく更正額」という。)を、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。

ロ （同 左）

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る個人又は対象法人の住所又は事務所若しくは事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。

①・② （同 左）

③ 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人(当該者が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人)の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号

④ 課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人(連結法人に限る。)の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号

⑤ 国税庁長官の確認があった日

⑥ 国税庁長官の確認内容に基づく更正額の年分又は事業年度

⑦ その他参考となるべき事項

(3) (1)の課税があったことにより課税上の取扱いに関する申立てがなされた相互協議が複数あり、その一部の相互協議の解決内容について国税庁長官の確認があったものである場合には、(2)に加えて次の処理も行う。

イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、当該一部の相互協議の解決内容につき、庁主管課から14(3)、25(4)又は26(2)の指示を受けた場合には、(2)イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る更正決定額(当該解決内容に係る(1)の課税がなかったものとして計算した課税上の取扱いに関する申立てに係る更正決定額をいう。以下この(3)において同じ。)を、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。

ロ (省 略)

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、都道府県税務課に(2)ハ①から⑥までの事項に加え、他の継続する相互協議に係る更正決定額を通知する。

(4) (1)の課税があったことについて課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において、国税庁長官の確認がないこと等(32(12)イ又はロに該当する場合をいう。以下(4)及び(5)において同じ。)となったときは、庁相互協議室は、当該課税に係る個人又は法人の住所又は事務所若しくは事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。

イ (省 略)

(3) (1)の課税があったことにより課税上の取扱いに関する申立てがなされた相互協議が複数あり、その一部の相互協議の解決内容について国税庁長官の確認があったものである場合には、(2)に加えて次の処理も行う。

イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、当該一部の相互協議の解決内容につき、庁主管課から15(3)、26(4)又は27(2)の指示を受けた場合には、(2)イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る更正決定額(当該解決内容に係る(1)の課税がなかったものとして計算した課税上の取扱いに関する申立てに係る更正決定額をいう。以下この(3)において同じ。)を、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。

ロ (同 左)

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、都道府県税務課に(2)ハ①から⑦までの事項に加え、他の継続する相互協議に係る更正決定額を通知する。

(4) (1)の課税があったことについて課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において、国税庁長官の確認がないこと等(33(12)イ又はロに該当する場合をいう。以下(4)及び(5)において同じ。)となったときは、庁相互協議室は、当該課税に係る個人又は対象法人の住所又は事務所若しくは事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。

イ (同 左)

ロ 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号

(削 除)

ハ 国税庁長官の確認がないこと等となった日

ニ その他参考となるべき事項

(5) (1)の課税があったことにより課税上の取扱いに関する申立てがなされた相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、国税庁長官の確認がないこと等となった場合には、(4)に加えて次の処理も行う。

イ・ロ (省 略)

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、都道府県税務課に(4)イからニまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る更正決定額を通知する。

(経過取扱い・・・連結納税制度の廃止に伴う経過取扱い)

(1) 改正後の本事務運営指針の取扱いは、施行の日から適用する。ただし、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2《定義》に規定する「連結法人」をいう。以下同じ。）に係る取扱いについては、なお従前の例による。

(2) 事前確認に係る相互協議の手続について、本事務運営指針第2から

ロ 課税上の取扱いに関する申立てを行った個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人)の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号

ハ 課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人(連結法人に限る。)の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号

ニ 国税庁長官の確認がないこと等となった日

ホ その他参考となるべき事項

(5) (1)の課税があったことにより課税上の取扱いに関する申立てがなされた相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、国税庁長官の確認がないこと等となった場合には、(4)に加えて次の処理も行う。

イ・ロ (同 左)

ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、都道府県税務課に(4)イからホまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る更正決定額を通知する。

第4までにおいて引用する移転価格事務運営要領及び恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の各取扱いには、移転価格事務運営要領8-3及び恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領9-2において連結法人について準用する場合が含まれることに留意する。

- (3) (1)にかかわらず、事前確認に係る相互協議の申立て(その申立ての対象に旧法人税法第15条の2《連結事業年度の意義》に規定する連結事業年度と令和4年4月1日以後に開始する事業年度のいずれも含まれる場合に限る。)について、法人が移転価格事務運営要領8-4に定める「連結納税制度の廃止に伴う事前確認継続届出書」又は恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領9-3に定める「連結納税制度の廃止に伴う事前確認継続届出書」を提出する場合において、これらの届出書において相互協議を引き続き求めるときは、庁相互協議室は、これらの届出書に関する相互協議の申立てが当該法人からなされたものとして、当該法人に対して本事務運営指針の取扱いを適用する。

別紙様式 1

相互協議申立書 (台湾用)

		※整理番号		
年 月 日 国税庁長官 殿	(フリガナ) 氏名又は名称			
	納 税 地	〒 - (局 署)		
	(フリガナ) 法人の代表者氏名			
	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)	電話 () - (内線)	
	事 業 種 目	資 本 金	百万円	
日台民間租税取決めに基づく相互協議について申し立てます。				
相互協議申立ての理由		<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 日本課税 <input type="checkbox"/> 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		
国 外 関 連 者 等	名 称			
	本店所在地等			
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係			
台湾での相互協議申立ての有無		<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
申立ての対象となる所得金額等				
事業年度 (年分) 年 月 日 ~ 年 月 日 . .	円貨による表示 (日本課税及び台湾課税の場合)		台湾通貨による表示 (台湾課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合 計				

別紙様式 1

相互協議申立書 (台湾用)

		※整理番号		
		送 込 連絡グループ整理番号		
年 月 日 国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 結 親 法 人	(フリガナ) 氏名又は名称	印 署	
		納 税 地	〒 - (局 署)	
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	印	
		(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 () - (内線)	
		事 業 種 目	資 本 金	百万円
日台民間租税取決めに基づく相互協議について申し立てます。				
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - (局 署)		
	(フリガナ) 代表者氏名			
	責任者氏名	(役職名) 電話 () -		
	事 業 種 目			
相互協議申立ての理由		<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 日本課税 <input type="checkbox"/> 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		
国 外 関 連 者 等	名 称			
	本店所在地等			
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係			
台湾での相互協議申立ての有無		<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
申立ての対象となる所得金額等				
(連続) 事業年度 (年分) 年 月 日 ~ 年 月 日 . .	円貨による表示 (日本課税及び台湾課税の場合)		台湾通貨による表示 (台湾課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合 計				
外国居住者等所得相互免除法第36条第1項(外国居住者等との取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例)等に規定する納税の猶予の希望の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
外国居住者等所得相互免除法第38条第1項(外国居住者等との取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例)等に規定する徴収猶予の希望の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(次葉)

外国居住者等所得相互免除法第36条第1項(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例)等に規定する納税の猶予の希望の有無	□有 □無	
外国居住者等所得相互免除法第38条第1項(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例)等に規定する徴収猶予の希望の有無	□有 □無	
(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)		
(添付書類)		
(国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)		
国外関連者等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係	
	台湾での相互協議申立ての有無	□ 有 (年 月 日) □ 無
国外関連者等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係	
	台湾での相互協議申立ての有無	□ 有 (年 月 日) □ 無
税 理 士 署 名		
※相互協議室処理欄	整理番号	備 考

(次葉)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署)
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 (_____) _____
	事 業 種 目	
国 外 関 連 者 等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係	
	台湾での相互協議申立ての有無	□ 有 (年 月 日) □ 無

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名 押 印	印	
※相互協議室処理欄	整理番号	備 考

相互協議申立書（台湾用）の記載要領等

1・2 （省 略）

3 各欄の記載は次によります。
（削 除）

(1) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
（削 除）

(2) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合には当該移転価格課税等又は事前確認に係る台湾に所在する国外関連者又は恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次葉に記載してください。

(3) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、日本又は台湾における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額をいいます。以下同じです。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。

なお、源泉所得税額については金額の頭部に「（源）」と表示してください。

（注） この申立てが台湾における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を台湾通貨による金額と併せて記載してください。

(4) 相互協議の申立てが日本における移転価格課税等に起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額及び当該国税の額に係る加算税の額について、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第36条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予の申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書（台湾用）」等を提出する必要があります。）。

また、外国居住者等所得相互免除法第38条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市

相互協議申立書（台湾用）の記載要領等

1・2 （同 左）

3 各欄の記載は次によります。

(1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。

(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。

(3) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下のとおりとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次葉に記載してください。

相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄
課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要
	連結子法人		要 記 載

(4) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合には当該移転価格課税等又は事前確認に係る台湾に所在する国外関連者又は恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次葉に記載してください。

(5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、日本又は台湾における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額をいいます。以下同じです。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。

なお、源泉所得税額については金額の頭部に「（源）」と表示してください。

（注） この申立てが台湾における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を台湾通貨による金額と併せて記載してください。

(6) 相互協議の申立てが日本における移転価格課税等に起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額及び当該国税の額に係る加算税の額について、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第36条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予の申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書（台湾用）」等を提出する必要があります。）。

また、外国居住者等所得相互免除法第38条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市

<p>区町村に提出する必要があります。)</p> <p>(5) (次葉)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「<u>国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄</u>」には国外関連者等が複数ある場合に記載してください。</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ (https://www.nta.go.jp/) でも閲覧できます。</p>	<p>区町村に提出する必要があります。)</p> <p>(7) (次葉)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「<u>連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄</u>」には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。</p> <p>4～6 (同 左)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 他 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ (http://www.nta.go.jp/) でも閲覧できます。</p>
--	---

別紙様式 2

外国居住者等所得相互免除法施行規則
第4条等の規定に基づく申出書

		※ 整理番号	
年月日 国税庁長官 殿	申出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 台 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 湾 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 国 居 住 者 等 人	(フリガナ) 氏名又は名称	
		個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください
		納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	
		(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 () - (内線)
下記について、外国居住者等所得相互免除法			
{ <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第10条1項 <input type="checkbox"/> 第14条1項 <input type="checkbox"/> 第30条1項 } に規定する「国税庁長官の確認」を受けるために申出をします。			
確認を受けようとする事情 (国税庁相互協議室から連絡を受けた解決案の内容に基づいて記載してください。また、この欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。)			

税 理 士 署 名	
※相互協議室処理欄	番号確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号 備考

別紙様式 2

外国居住者等所得相互免除法施行規則
第4条等の規定に基づく申出書

		※ 整理番号	
		※ 連結グループ管理番号	
年月日 国税庁長官 殿	申出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 台 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 湾 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 国 親 住 者 等 人	(フリガナ) 氏名又は名称	印
		個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください
		納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
		(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 () - (内線)
下記について、外国居住者等所得相互免除法			
{ <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第10条1項 <input type="checkbox"/> 第14条1項 <input type="checkbox"/> 第30条1項 } に規定する「国税庁長官の確認」を受けるために申出をします。			
確認を受けようとする事情 (国税庁相互協議室から連絡を受けた解決案の内容に基づいて記載してください。また、この欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。)			

税理士署名押印		印
---------	--	---

※相互協議室処理欄	番号確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号 備考

<p>外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書の記載要領等</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄は、この申出を行う者が法人である場合のみ、「<u>内国法人</u>」又は「台湾居住者等」(外国法人で、台湾の法令において、台湾に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他台湾にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものをいいます。)のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p> <p>4 相互協議は、平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(https://www.nta.go.jp/)でも閲覧できます。</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書の記載要領等</p> <p>1・2 (同 左)</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄は、この申出を行う者が法人である場合のみ、「<u>連結親法人</u>」、「<u>単体法人</u>」又は「台湾居住者等」(外国法人で、台湾の法令において、台湾に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他台湾にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものをいいます。)のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。<u>連結法人に係る申出法人は「連結親法人」となります。</u></p> <p>(2)～(5) (同 左)</p> <p>4 相互協議は、平成29年1月31日付官協8-1他7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp/)でも閲覧できます。</p>
---	---

別紙様式 5

相互協議申立ての取下書（台湾用）

		※ 整理番号	
年 月 日 国税庁長官 殿	(フリガナ) 氏名又は名称		
	納 税 地	〒 —	
	(フリガナ) 法人の代表者氏名		
	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	(役職名)	
	事 業 種 目	電話 () — (内線)	資 本 金
年 月 日付で提出した、日台民間租税取決めに基づく相互協議の申立ての (全部/一部) を取り下げます。			
(一部取下げの場合の取り下げる事項)			
(全部取下げ又は一部取下げの理由)			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
税 理 士 署 名			
※相互協議室処理欄	整理番号	備 考	

別紙様式 5

相互協議申立ての取下書（台湾用）

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

年 月 日 国税庁長官 殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ) 氏名又は名称		
		納 税 地	〒 —	
		(フリガナ) 法人の代表者氏名		
		(フリガナ) 責 任 者 氏 名	(役職名)	
		事 業 種 目	電話 () — (内線)	資 本 金
年 月 日付で提出した、日台民間租税取決めに基づく相互協議の申立ての (全部/一部) を取り下げます。				
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 — (局 署)		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 () —		
	事 業 種 目			
(一部取下げの場合の取り下げる事項)				
(全部取下げ又は一部取下げの理由)				
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。				
税 理 士 署 名 押 印				
※相互協議室処理欄	整理番号	備 考		

相互協議申立ての取下書（台湾用）の記載要領等	相互協議申立ての取下書（台湾用）の記載要領等
<p>1・2 （省 略）</p> <p>3 各欄の記載は次によります。 （削 除）</p> <p>(1) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。 （削 除）</p> <p>(2) 「日台民間租税取決めに基づく相互協議の申立ての（全部・一部）を取り下げます。」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか一つを選択し、不必要なものを二重線にて削除してください。</p> <p>(3) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</p> <p>(4) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>	<p>1・2 （同 左）</p> <p>3 各欄の記載は次によります。 <u>(1) 「提出法人」欄は、申立者が法人であった場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</u> <u>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</u> <u>(3) 申立ての対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</u> <u>(4) 「日台民間租税取決めに基づく相互協議の申立ての（全部・一部）を取り下げます。」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか一つを選択し、不必要なものを二重線にて削除してください。</u> <u>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</u> <u>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</u></p> <p>4 その他 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 他 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>

(削 除)

別紙様式 6

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書 (台湾用)
- 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書 (台湾用)

※	整理番号	
※	連結グループ整理番号	

年 月 日 国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 結体 親法 法人 人	(フリガナ) 法 人 名				印
		納 税 地	〒 —			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名				印
		(フリガナ) 責 任 者 氏 名	(役職名)			
			電話 () — (内線)			
		事 業 種 目		資 本 金		百 万 円
	連結法人となった日又は連結 法人以外の法人となった日		年 月 日			

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相 互 協 議 申 立 て 時 の 状 況	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法法 人人	(フリガナ) 法 人 名			
		本店又は主たる 事務所の所在地	〒 — (局 署)		
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
		責 任 者 氏 名	(役職名)		
			電話 () —		
		事 業 種 目		資 本 金	百 万 円
	相互協議申立書提出年月日		年 月 日		
	相互協議申立ての理由		<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 日本課税 <input type="checkbox"/> 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		
国 外 関 連 者 等	名 称				
	本 店 所 在 地 等				
	申立ての対象となる取引等 を有する国内の者との関係				

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印	印
---------	---

※相互協議室処理欄	整理番号	備考	
-----------	------	----	--

<p>(削 除)</p>	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）又は 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）の記載要領</p> <p>1 この届出書は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め第 24 条の規定に基づく相互協議に相当する手続として、同取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換（以下「相互協議」といいます。）についての申立てを内国法人又は連結法人が行った後に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、「相互協議申立書（台湾用）」を提出した法人が連結法人となった場合、又は「相互協議申立書（台湾用）」を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が国税庁相互協議室に、また「相互協議申立書（台湾用）」を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が国税庁相互協議室に速やかに 1 部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）」又は「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）」については、該当するいずれかの口に「レ」印等を付してください。なお、他の連結グループの連結法人となった場合には双方の口に「レ」印等を付してください。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載してください。</p> <p>(2) 「相互協議申立書（台湾用）」を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「<input type="checkbox"/> 連結親法人」に「レ」印等を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「<input type="checkbox"/> 申立法人」欄の「<input type="checkbox"/> 連結法人」に「レ」印等を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 「相互協議申立書（台湾用）」を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「<input type="checkbox"/> 単体法人」に「レ」印等を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「<input type="checkbox"/> 連結法人」に「レ」印等を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他</p> <p>相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 他 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>
--------------	--

納税の猶予申請書（台湾用）

税務署長殿

（取受印）

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第__条の規定により、下記のとおり納税の猶予を申請します。

申請年月日	年	月	日	相互協議申立て 年月日	年	月	日	※ 局特別整理 部門整理欄	処理 年月日	年	月	日	対象税額通知 受領年月日	年	月	日	
住所 所在地																	
申請者 氏名称																	
更納 年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費									備考	
正す			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決べ					円												
定き																	
に																	
よ																	
り																	
上受	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費									備考	
記の			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
けの																	
うの																	
ちう																	
納と																	
税す																	
のる																	
る金																	
予額																	
を額																	

担保	整理番号	※ 相互協議室整理欄 特整理番号	※ 局特別整理部門整理欄 特整理番号	※ 相互協議室への連絡 要件	※ 局特別整理部門への連絡 要件	解決	終了等
				回付	回付	許可等	取消し

備考 申請者は本特枠を記入してください。

納税の猶予申請書（台湾用）

税務署長殿

（取受印）

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第__条の規定により、下記のとおり納税の猶予を申請します。

申請年月日	年	月	日	相互協議申立て 年月日	年	月	日	※ 局特別整理 部門整理欄	処理 年月日	年	月	日	対象税額通知 受領年月日	年	月	日	
住所 所在地																	
申請者 氏名称																	
更納 年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費									備考	
正す			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決べ																	
定き																	
に																	
よ																	
り																	
上受	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費									備考	
記の			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
けの																	
うの																	
ちう																	
納と																	
税す																	
のる																	
る金																	
予額																	
を額																	

担保	整理番号	※ 相互協議室整理欄 特整理番号	※ 局特別整理部門整理欄 特整理番号	※ 相互協議室への連絡 要件	※ 局特別整理部門への連絡 要件	解決	終了等
				回付	回付	許可等	取消し

備考 申請者は本特枠を記入してください。

納税の猶予申請書（台湾用）の記載要領等

1 この申請書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第36条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》（外国居住者等所得相互免除法第37条《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》）において準用する場合を含みます。）の規定に基づき、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合を含みます。）。

（注） 納税を猶予できるのは、次に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額のうち、外国居住者等所得相互免除法第36条第1項（外国居住者等所得相互免除法第37条第1項において準用する場合を含みます。）に規定する課税上の取扱いに関する申立てを行っているものに限り、

① 租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》（同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》）において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定

② 租税特別措置法第66条の4第27項第1号《国外関連者との取引に係る課税の特例》（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定

③ 租税特別措置法第66条の4第27項第3号（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定

2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

(1)・(2) (省 略)

(3) 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第22項第1号の更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第27項第1号の更正決定に係る法人税及び同項第3号の更正決定に係る地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。

(4)・(5) (省 略)

4 この申請書には次の資料を添付してください。

(1) (省 略)

(2) 納税の猶予を受けようとする所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が、租

納税の猶予申請書（台湾用）の記載要領等

1 この申請書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第36条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》（同法第37条《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》）において準用する場合を含みます。）の規定に基づき、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合を含みます。）。

（注） 納税の猶予は、納税の猶予を受けようとする所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が、租税特別措置法第66条の4第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》若しくは第68条の88第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税を受ける国外関連取引（以下「特定国外関連取引」といいます。）又は同法第40条の3の3第1項《非居住者の内部取引に係る課税の特例》、第41条の19の5第1項《国外所得金額の計算の特例》、第66条の4の3第1項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第67条の18第1項《国外所得金額の計算の特例》若しくは第68条の107の2第1項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》の規定に基づく課税を受ける内部取引（以下「特定内部取引」といいます。）に係るものに限り、

2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者（連結法人にあつては、当該連結法人に係る連結親法人。以下同じです。）の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

(1)・(2) (同 左)

(3) 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号の更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第21項第1号の更正決定に係る法人税（連結法人にあつては同法第68条の88第22項第1号の更正決定に係る法人税）及び同法第66条の4第21項第3号の更正決定に係る地方法人税（連結法人にあつては同法第68条の88第22項第3号の更正決定に係る地方法人税）の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。

(4)・(5) (同 左)

4 この申請書には次の資料を添付してください。

(1) (同 左)

(2) 納税の猶予を受けようとする所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が、租

<p>税特別措置法第40条の3の3第22項第1号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額であることを明らかにする書類</p> <p>(3) (省略)</p> <p>5 (省略)</p>	<p>租税特別措置法40条の3の3第16項第1号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあつては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあつては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であることを明らかにする書類</p> <p>(3) (同左)</p> <p>5 (同左)</p>
--	--

別紙様式6-2

担 保 提 供 書										
税務署長 殿		年 月 日								
担保提供者 (納税者) 住所(所在地) 氏名(名称)										
納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。										
年度	税目	予 税				税 額				担保物件の表示
		納期限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考		
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。										
		年 月 日		担保物件の所有者		住所 (所在地)				
添付書類		氏名 (名称)								

別紙様式7-2

担 保 提 供 書										
税務署長 殿		年 月 日								
担保提供者 (納税者) 住所(所在地) 氏名(名称)										
納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。										
年度	税目	予 税				税 額				担保物件の表示
		納期限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考		
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
		・ ・			円					
納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。										
		年 月 日		担保物件の所有者		住所 (所在地)				
添付書類		氏名 (名称)								

担保提供書の記載要領等	担保提供書の記載要領等
<p>1 この担保提供書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第36条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》（外国居住者等所得相互免除法第37条《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》）において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合を含みます。）を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名（記名を含む。）が必要です。 <u>なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名（記名を含む。）は必要ありません。</u></p> <p>4 （省 略）</p>	<p>1 この担保提供書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第36条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》（同法第37条《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》）において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第37条の規定が読み替えられる場合を含みます。）を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名押印を受け、かつ、その所有者の印鑑証明書を添付してください。 <u>なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名押印は必要ありません。</u></p> <p>4 （同 左）</p>

別紙様式6-3

住所 所在地	
氏名 名称	

みなた(貴社)が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内、
 延滞税の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれか
 を行うことにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内、
 延滞税の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれか
 を行うことができます。また、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面
 をご覧ください。

納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 印

年 月 日付で納税の猶予申請があったみなた(貴社)の国税については下記のとおり許可しましたから、
 の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予税額								

猶予期間 年 月 日から 年 月 日までの期間

該当条項	該当	担保
------	----	----

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
 連絡先 (内線)

別紙様式7-3

住所 所在地	
氏名 名称	

みなた(貴社)が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内、
 延滞税の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれか
 を行うことにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内、
 延滞税の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれか
 を行うことができます。また、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面
 をご覧ください。

納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 印

年 月 日付で納税の猶予申請があったみなた(貴社)の国税については下記のとおり許可しましたから、
 の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予税額								

猶予期間 年 月 日から 年 月 日までの期間

該当条項	該当	担保
------	----	----

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
 連絡先 (内線)

別紙様式6-4

(所在地)
(氏名称名)

納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 印

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり、許可しましたので通知します。

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	納税年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予税額											
猶予期間	年 月 日から 年 月 日までの期間										
該当条項	該当						担保				

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (内線)

担当

電話

△

別紙様式7-4

(所在地)
(氏名称名)

納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 印

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり、許可しましたので通知します。

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	納税年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予税額											
猶予期間	年 月 日から 年 月 日までの期間										
該当条項	該当						担保				

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (内線)

担当

電話

△

別紙様式6-6

(所在地)	
(氏名称名)	

納税の猶予不許可通知書

年 月 日

国税局長 印

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり不許可となりましたので通知します。

住所(所在地)									
氏名(名称)									
納税者	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円		円		円	
						円		円	
						円		円	
						円		円	
						円		円	
						円		円	
不許可理由									

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話)

内線)

△

別紙様式7-6

(所在地)	
(氏名称名)	

納税の猶予不許可通知書

年 月 日

国税局長 印

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり不許可となりましたので通知します。

住所(所在地)									
氏名(名称)									
納税者	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円		円		円	
						円		円	
						円		円	
						円		円	
						円		円	
						円		円	
不許可理由									

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 (担当 電話)

内線)

△

別紙様式6-7

(所在地)
(氏名称名)

あなた(貴社)が、この納税の猶予期間について不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、
 この再請求の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれか
 掲げることをすることができます。
 または、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面
 をご覧ください。
 首席国税審判官

納税の猶予取消通知書
 年 月 日
 国税局長 ㊟

年 月 日付で納税の猶予を許可しましたあなた(貴社)の国税については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたから直ちに納付してください。
 の規定により通知します。

納税の猶予取消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				甲		甲		甲	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
該当									
該当条項									
取消理由									

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
 連絡先 () 内線) △

担当電話 () 内線) △

別紙様式7-7

(所在地)
(氏名称名)

あなた(貴社)が、この納税の猶予期間について不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、
 この再請求の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれか
 掲げることをすることができます。
 または、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面
 をご覧ください。
 首席国税審判官

納税の猶予取消通知書
 年 月 日
 国税局長 ㊟

年 月 日付で納税の猶予を許可しましたあなた(貴社)の国税については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたから直ちに納付してください。
 の規定により通知します。

納税の猶予取消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				甲		甲		甲	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
						"		"	
該当									
該当条項									
取消理由									

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
 連絡先 () 内線) △

担当電話 () 内線) △

別紙様式6-8

(所在地)	
(氏名称)	

納税の猶予取消通知書

年 月 日
 国税局長 印

年 月 日付で納税の猶予を許可しましたあな(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者に対し納税の猶予をした国税等については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたので通知します。

納税者		住所(所在地)		氏名称					
納税の猶予取消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	円	円	円	
						"	"	"	
						"	"	"	
						"	"	"	
						"	"	"	
						"	"	"	
該当条項		該当							
取消理由									

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 内線) △
 担当 電話

別紙様式7-8

(所在地)	
(氏名称)	

納税の猶予取消通知書

年 月 日
 国税局長 印

年 月 日付で納税の猶予を許可しましたあな(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者に対し納税の猶予をした国税等については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたので通知します。

納税者		住所(所在地)		氏名称					
納税の猶予取消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
				円	円	円	円	円	
						"	"	"	
						"	"	"	
						"	"	"	
						"	"	"	
該当条項		該当							
取消理由									

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 内線) △
 担当 電話

別紙様式6-9

(所在地)
(氏名称名)

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内、国税不服審判所長に訴える審査請求のいづれかを選択することができます。但し、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご確認ください。

当国保税制度
官庁

納税の猶予額変更通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

年 月 日付で納税の猶予許可を行ったあなた（貴社）の国税については下記のとおり納税の猶予に係る金額が変更となりましてので通知します。

猶予と納税の額	引当額	延滞税	加算税	本税	納期限	税目	税目	備考
猶予額								
引当額								
延滞税								
加算税								
本税								
納期限								
税目								
税目								
備考								

猶予額変更理由 年 月 日付 での相互協議の解決(終了・取下げ)により

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。 担当 連絡先 (内線) 電話

別紙様式7-9

(所在地)
(氏名称名)

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内、国税不服審判所長に訴える審査請求のいづれかを選択することができます。但し、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご確認ください。

当国保税制度
官庁

納税の猶予額変更通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

年 月 日付で納税の猶予許可を行ったあなた（貴社）の国税については下記のとおり納税の猶予に係る金額が変更となりましてので通知します。

猶予と納税の額	引当額	延滞税	加算税	本税	納期限	税目	税目	備考
猶予額								
引当額								
延滞税								
加算税								
本税								
納期限								
税目								
税目								
備考								

猶予額変更理由 年 月 日付 での相互協議の解決(終了・取下げ)により

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。 担当 連絡先 (内線) 電話

